

岡山市普通財産（土地）売払の一般競争入札の施行について（公告）

岡山市普通財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年1月14日

岡山市長 大森雅夫

1 入札に関する土地の所在、地番、地目及び面積

区分番号	所在地	地目	実測面積	予定価格	入札保証金
岡財-01	岡山市中区四御神 1番102 外1筆	宅地	707.49 m ²	10,370,000円	1,037,000円
岡財-02	岡山市北区御津新庄 3070番1	雑種地	1,009.53 m ²	4,143,100円	414,310円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札を有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号で掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 入札の参加者となることができる者は、日本国内に住民登録をしている個人および日本国内で法人登録をしている法人とする。（2名以上の連名（共有）による入札参加も可能である。）
- (2) 岡山市が定める岡山市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び順守することができる者であること。
- (3) ③により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次に掲げる事項のひとつに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者
 - (ア) 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員

の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて、本市との契約を履行しなかった者
- (カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 市町村税（当該市町村税にかかる徴収金を含む）を滞納している者
- エ 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱（平成 25 年制定）第 2 条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者および第 7 号に規定する暴力団関係法人等に該当する法人
- オ 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- カ 岡山市指名停止基準（平成 7 年制定）に定める指定業者にあっては、次の事項に該当する者
 - (ア) 本市から指名停止を受けた者、又は指名停止期間が満了していない者
 - (イ) 資格の審査を受ける日の属する月の直前 12 月以降に創業し、又は当該法人を設立した者。ただし、岡山市企業立地促進奨励金交付要綱（平成 14 年市告示第 401 号）に基づく奨励金の交付を受けている者及び岡山市内に本社を有する者で、国、岡山県、岡山市又はこれらが出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く
- (ウ) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する承継人

3 入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続き

一般競争入札に参加しようとする者は、令和 8 年 1 月 14 日（水曜日）午後 1 時から令和 8 年 2 月 3 日（火曜日）午後 2 時までの間に、あらかじめ紀尾井町戦略研究株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うこと。

※公有財産売却システムアドレス <https://kankochou.jp/>

(2) 本申込み手続き

（1）により仮申込み手続きを完了した後、令和 8 年 2 月 3 日（火曜日）午後 5 時 15 分までに、市ガイドラインに定められた申込書及び添付書類を岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課へ提出すること。
(郵送により申込み手続きをする場合は、期間内必着)

(3) 入札保証金の納付

本申込み手続きとともに、令和 8 年 2 月 10 日（火曜日）午後 2 時までに入札保証金を納付すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

岡山市ホームページ（財政局財務部財産活用マネジメント推進課）

財産活用マネジメント推進課アドレス
<https://www.city.okayama.jp/0000034334.html>

(2) 期間

令和8年1月14日(水曜日)午後1時から令和8年2月3日(火曜日)午後2時までとする。

5 入札説明書及び市ガイドラインを交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)と同じ。

6 現地説明の日時および場所

現地説明を希望する者は令和8年1月14日(水曜日)から令和8年2月3日(火曜日)までの間に、物件ごとに「19 問い合わせ先」に電話で申し込むこと。日時は財産活用マネジメント推進課及び各物件所管課と協議のうえ決定するものとする。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所	公有財産売却システムによる。
(2) 入札期間	令和8年2月17日(火曜日)午後1時から 令和8年2月24日(火曜日)午後1時まで
(3) 開札日時	令和8年2月24日(火曜日)午後1時以降

8 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は、各物件につき、1回に限り行うことができる。

9 無効な入札に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 公有財産売却システムによらない入札
- (4) 明らかに不正によると認められる入札
- (5) その他市長の定める入札条件に違反してなされた入札

10 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付する。落札者には、落札者

が契約を締結しない場合または落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付する。

1.1 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、令和8年3月12日(木曜日)午後5時15分までに契約を締結しなければならない。落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は岡山市に帰属する。
- (2) 落札者は、契約の締結にあたり契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の額は入札保証金額と同額とする。

1.2 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から30日以内に市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を市の収納機関に納付しなければならない。

1.3 落札者の決定の方法

入札期間終了後、岡山市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

1.4 契約上の特約（用途の制限等）

落札者は、次の各号に定める用途の制限を遵守するとともに、売買物件又は売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合には、用途の制限を承継させなければならない。

この特約に違反した場合には、岡山市は落札者に対し、違約金として売買代金の100分の50に相当する金額を請求すると共に、この契約を解除することができる。この場合、買受人は上記の違約金を支払うと共に、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。

- (1) 落札者は、市有財産売買契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- (2) 落札者は、市有財産売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の用に供してはならない。

売買契約の締結後に、物件に数量の不足または契約の内容に適合しないことを発見しても、岡山市に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2

条第1項に規定する消費者であるときは、引渡しの日から2年間は、この限りではない。

15 所有権の移転

所有権は、売払代金が完納されたときに、岡山市から落札者へ移転する。

なお、物件は現状有姿での引渡しとする。

16 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売払代金完納後、落札者の請求により岡山市が行う。

17 落札結果の公表について

落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDを売却システム上で一定期間公開する。

落札結果については、すべての入札を対象として、落札者の法人・個人の別、物件所在地、地目、面積、開札年月日、開札場所、最低売却価格、落札金額を公表する。場合によっては、各入札参加者の入札金額や、落札者が法人の場合は商号又は名称を公表することがある。(個人の場合、氏名を公表することはない。)

18 契約内容の公表について

契約締結したものについては、その契約書に記載されている内容をすべて公表する場合がある。ただし、契約者が個人であるときは、氏名及び住所、印影は公表しない。

19 問い合わせ先

岡山市 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課

電話番号 086-803-1150 (直通)

郵便番号 700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

(平日の午前12時から午後1時の間、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

※物件の詳細に関する問い合わせについては、各物件の所管部署に転送させていただく場合があるので、あらかじめご了承ください。